

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要(平成18年度)

基金の名称 (見直し対象となっている融資等業務(1)の事業名)	信用・指導基金 (債務保証事業)
法人名	(財)建設業振興基金
基金額(国庫補助金等相当額)	6,251,000,000円(1,865,000,000円)(平成18年4月1日現在)
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(1)を行っている場合は、その概要)	建設業者団体、事業協同組合等が会館の建設等の共同事業を行うために必要な資金の借入に係る債務保証

2. 見直し結果(平成18年度)

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要(平成18年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(2))	平成20年度に保証割合を90%に引下げ(従来100%保証)
基金事業を終了する時期	平成27年度までに事業を終了する。
次回の見直し時期	次回見直しは平成21年度までに実施する。
基金事業の目標	共同施設の設置・共同事業・転貸資金に対する債務保証枠を需要予測に基づき、平成23年度における債務保証総枠=57億円を目指す。
目標達成度の評価	-
基金の保有割合	[記載例:貸付事業を想定] 算出した保有割合は、1.1であった。算出に用いた方式及び数値については、以下の通りである。
基金の保有割合の算出	(算出に用いた方式) 保有割合 = 直近年度末の基金額 × 債務保証枠限度額の倍率 ÷ (債務保証枠残高 + 債務保証枠見込額 + 債務保証準備金 + 事業・管理費) = 62.51億円 ÷ (43億円 + 14億円 + 1.16億円) = 1.1  (算出に用いた数値) 直近年度末の基金額:平成17年度末の基金額:62.51億円 債務保証残高:43億円 債務保証枠見込額:14億円 事業・管理費:1.16億円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果(3)	使用見込みの低い基金等の該当の有無 無 [有の場合]該当する理由(基準3(4)ア【基準】の ~ のいずれかに該当するかを記載) (使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果)
その他	

(1)「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。

(2)「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)

(3)「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。